

京都市会訓令甲第2号

市会事務局

京都市会公印規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市会議長 橋村 芳和

第3条第2項中「（以下「総務課長」という。）」を削り、同条第3項から第5項までを削る。

第4条及び第5条を削る。

第6条第2項から第5項までを削り、同条を第4条とする。

第7条第2項を削り、同条を第5条とする。

第8条及び第9条を削り、第10条を第6条とする。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)